

第102号
令和5年1月

福利

おたな物



ケラマ諸島のホエールウォッチング

Contents

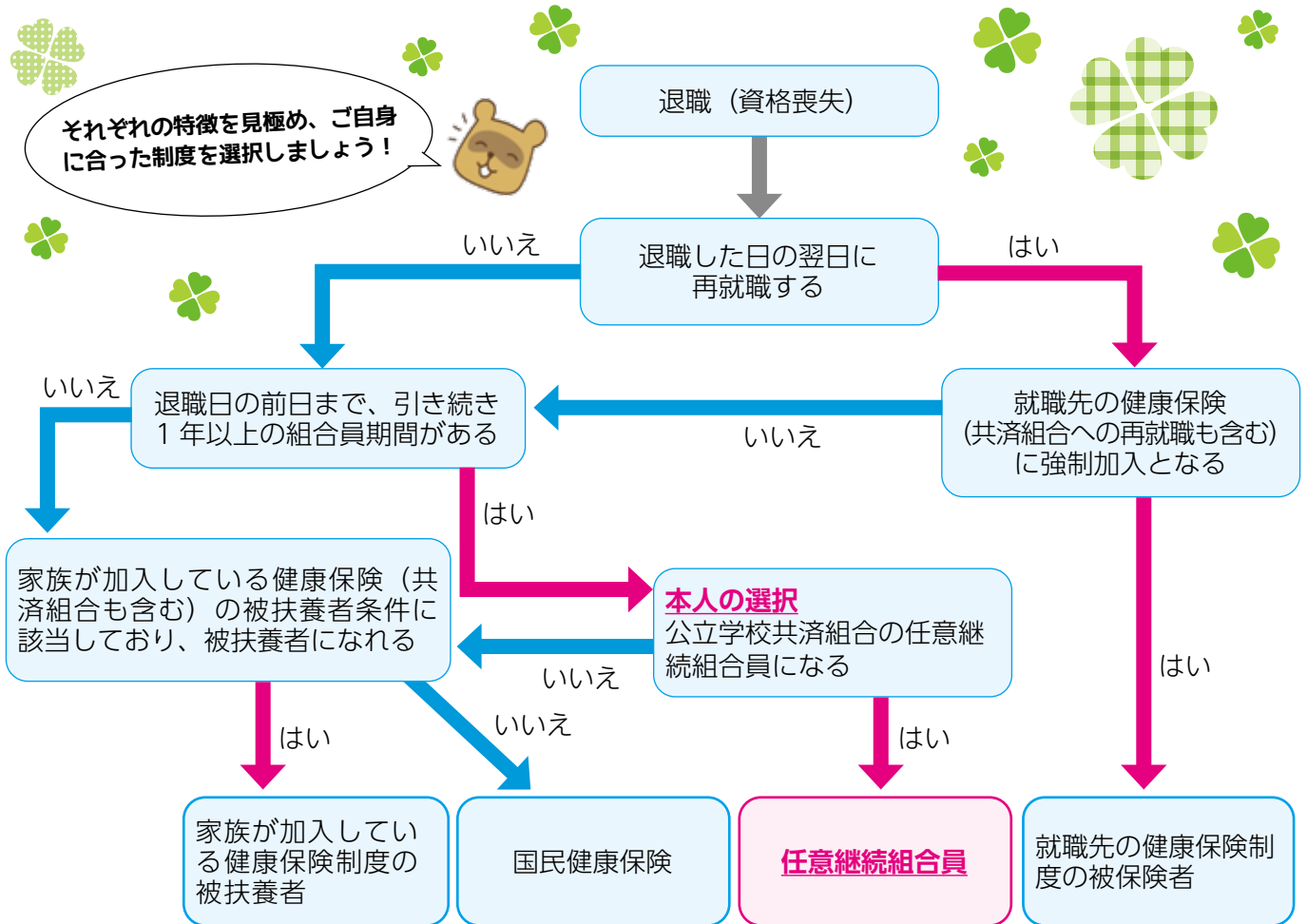
- | | |
|--|---|
| 【健康保険】 退職後の健康保険制度について…………… 2-3 | 【保健事業】 「保健事業の今後の在り方」について検討します
福祉保険制度「ファミリー応援金」について…………… 8 |
| 【貸付】 退職・転出者の貸付金の償還について
教育資金の準備はお済みですか？(教育貸付のご案内) …… 4 | 沖縄支部「令和3年度 特定健康診査・
特定保健指導」実績…………… 9 |
| 【健康保険】 令和4年度の検認
(被扶養者に係る資格確認事務)について…………… 5 | スポーツ施設のご案内
インフルエンザ予防接種はお済みですか？… 10 |
| 【給付】 医療費のお知らせについて
治療用装具購入時における療養費等請求の
添付書類について…………… 6 | 【掛金】 妊娠・出産・育児期の掛金(保険料)は
どうなるの？…………… 11 |
| 【年金】 知っておきたい障害厚生年金…………… 7 | 組合員とその被扶養者の皆様にご利用いただける
健康相談事業、ホームページ案内など…………… 12 |





退職後の健康保

退職すると、組合員資格を喪失することから、新たに健康保険制度への加入が必



手続き先	ご家族の勤務先	お住まいの市町村の国民健康保険担当係	退職時の所属所	就職先
加入条件	ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります。扶養の条件は、ご家族の勤務先にご確認ください。	お住まいの市町村の国民健康保険担当係にお問い合わせください。	①退職日の前日まで、 引き続き1年以上 組合員である方。 ②退職日から起算して 20日以内 に「申出」と「掛金の納付」を行うこと。	就職先の健康保険制度の対象かを就職先にご確認ください。
保険料 (掛金)	被扶養者としての保険料 (掛金) 負担はありません。	保険料は、世帯の人数や前年の所得などによって決まります。お住まいの市町村にご確認ください。	退職時の標準報酬月額×掛金率で計算されます。	保険料 (掛金) は基本、給与から徴収されます。詳細は就職先にご確認ください。

険制度について



要となります。 各制度の内容を確認し、あなたに合った制度を選択しましょう。



「任意継続組合員」とは？

退職後も引き続き短期給付および、一部を除く福祉事業を利用できる制度で、最長2年間加入することができます。

在職中と比べて受けられない給付

- ・休業手当金
 - ・育児休業手当金
 - ・介護休業手当金
 - ※傷病手当金
 - ※出産手当金
- (※在職中に支給事由がある場合に限り給付の対象となります。)



任意継続組合員になる要件は？

- ① 退職日の前日まで引き続き1年以上組合員である方。
令和4年10月の制度改正により、協会けんぽから共済組合へ移行した組合員は、引き続き協会けんぽの期間も含まれます。
- ② 退職日から起算して20日以内に「申出」と「掛金の納付」を行うこと。

払込み期限を過ぎますと加入できませんのでご注意ください！！
(例) 令和5年3月31日退職の場合⇒令和5年4月19日(水)までに申出と払込みが必要です！！



任意継続組合員の掛金について (月額)

雇用主と折半していた分も支払うことになるので、在職中と比べてほぼ倍の額になります。

【任意継続組合員の掛金の計算方法 (令和5年1月現在)】

$$\text{退職時の標準報酬月額} \times \text{掛金率} = \text{任意継続掛金}$$

(41万円を超える場合は41万円)

【掛金率】

短期掛金率 93.2/1000 介護掛金率 17.64/1000
 40歳未満、65歳以上の組合員は短期掛金のみ
 40歳以上、65歳未満の組合員は短期掛金と介護掛金を合算した額になります。



退職時の標準報酬月額の上限額、掛金率は年度毎に決定します。令和5年度の内容については、手続きの詳細も含め、令和5年2月中旬までに所属所へ通知いたします。



Q よくある質問 任意継続と国民健康保険はどちらが安い？

A：一概には言えません。国民健康保険の保険料は、お住まいの市町村や、個々の状況で異なります。国民健康保険の保険料については、お住まいの市町村国民健康保険担当係へお問い合わせください。



退職・転出者の貸付金の償還について



退職・転出時に貸付未償還金がある場合、下記の手続きを行うこととなります。

区 分		償 還 方 法
退 職		<ul style="list-style-type: none"> 退職時に未償還金がある方は、退職手当から控除しますので、特に手続きは必要ありません。 退職手当から未償還金が全額控除できなかった場合は、別途納付していただきます。
転出される場合	沖縄県市町村職員 共済組合へ転出	<ul style="list-style-type: none"> 次の償還方法がありますので、選択してください。 (1) 自己資金で全額即時償還する。 →希望される方は、振込依頼書を送付しますので公立学校共済組合沖縄支部までご連絡ください。 (2) 転出先の共済組合から貸付を受け、全額即時償還する。 →「貸付金残高証明書」を転出先の共済組合へ提出し、貸付申込手続きをお取り下さい。 (3) 転出先の共済組合を通じて、これまでと同様に給与から控除し公立学校共済組合へ毎月償還等を継続する。(徴収嘱託制度) →「徴収嘱託申出書」の提出が必要です。
	地方職員共済組合 沖縄県支部へ転出	
	他都道府県の公立学校 共済組合へ転出	<ul style="list-style-type: none"> 転出先の支部で引き続き償還が可能です (組合員本人の手続きは不要)。
	国家公務員共済 組合へ転出	<ul style="list-style-type: none"> 原則、未償還金を全額即時償還していただきます。 (1) 自己資金で全額即時償還する。 (2) 転出先の共済組合から貸付を受け、全額即時償還する。 例外として、団信加入中の者に限り本人振込により当共済組合への償還を継続することができます。 →「申出書」の提出が必要です。

教育資金の準備はお済みですか？ (教育貸付のご案内)

事前の準備で安心して進学や就学に備えましょう！

4月にお子様が進学するという組合員の方も多いのではないのでしょうか？公立学校共済組合には小・中学校等・高校・大学・高等専門学校等への入学または就学のために必要な費用を対象とする教育貸付けの制度がございます。

利率

1.32% (年利)

借入限度額

550万円

返済期間

20年10ヵ月以内

貸付けの対象となる費用

(おおむね1年以内に必要となるもの)

- 教育機関への支払費用
 - ・ 入学金、授業料
 - ・ その他諸経費等
- 転居に伴う費用
 - ・ 敷金、礼金及び家賃、寮費
 - ・ 引越し費用 (家財道具の購入等)
- 教育ローンの借換え
 - ・ 民間金融機関等の教育ローンの借換え



令和4年度の検認(被扶養者に係る資格確認事務)について

令和4年度の検認にご協力いただきありがとうございます。
 検認の結果、被扶養者の要件を欠いており遡って資格喪失し、医療費の返還請求が行われたケースが多数見受けられます。

被扶養者はもちろん、ご自身や家族(扶養義務者)の生活状況等についてこまめにご確認いただき、取消事由に該当した場合は速やかに取消の手続きを行ってください。

遡って認定が取消となった主な事例を紹介します。

区分 (取消が多い順)	ご自身で確認する時期	取消事由
		(認定基準年額：130万円(月108,334円)、障害年金又は60歳以上の公的年金受給者は180万円(月15万円)。以下両方をさす場合「認定基準額」という。)
給与収入	給与を得た時	給与収入の増額により認定基準月額を3か月連続で超えた、もしくは採用当初から認定基準額を超える見込みがたった。 ○複数で働いている場合も、すべての給与を合算して考えます。 月額と年額それぞれ注意が必要です。
他の健康保険に加入した時	採用又は加入が決定した時	勤務先で健康保険に加入していた又は親が75歳よりも前に後期高齢者医療制度に加入していた。 ○ 他の健康保険に加入した場合は取消手続きが必要です。
公的年金(老齢)	受給権発生時 (支給開始年齢に達した)	公的年金(老齢)以外の他の収入と合わせた収入額が認定基準額を超えた又は超える見込みがたった。 ○ 受給権が発生する年、年金額が改定する年は注意が必要です!
	年金額改定時 (新たに老齢基礎年金の受給開始年齢に達した等)	
公的年金(遺族・障害)	受給権発生時 (支給開始年齢に達した)	遺族年金や障害年金を受給していることの申告を怠っていた。 ○ 遺族年金や障害年金は非課税扱いのため、所得証明書には記載されませんが、収入として申告が必要です。 遺族年金の支給開始により認定基準額を超えた又は超える見込みがたった。 ○ 被扶養者が60歳未満(他の公的年金無)の場合、認定基準年額は130万円です!(障害年金は60歳未満でも認定基準年額が180万円です)
個人年金 企業年金	受給権発生時 (支給開始年齢に達した)	他の収入とあわせた額が認定基準額を超えた。 ○受給権が発生する年は、被扶養者に個人年金等の支給がないか注意が必要です! ○ 個人年金(生命保険等や貯蓄型の個人年金等)や企業年金は公的年金ではないので、他に公的年金を受給していない場合、認定基準年額は130万円です。
営業所得 農業所得 不動産所得	確定申告時(2~3月)	確定申告書及び青色申告決算書又は収支内訳書を確認したところ、収入から必要経費を控除した額と他の収入の合計金額が認定基準額を超えた。 ○ 確定申告における経費と被扶養者認定における経費とは一致しないため注意が必要です。 詳しくは当支部HPに掲載されている「認定及び取消に関する提出書類」をご参照ください。
別居の 父母等 への送金	年金額改定時 (新たに老齢基礎年金の受給開始年齢に達した等)	年金額の決定や増額により、被扶養者の収入と組合員からの送金額等の合計額に占める組合員の送金額の割合が1/3未満となった。 ○ 年金額が改定したり、決定したりする年は送金額不足になりやすいので注意が必要です!
	給与を得た時	給与収入の増額により、被扶養者の収入と組合員からの送金額等の合計額に占める組合員の送金額の割合が1/3未満となった。 ○少額であっても、収入金額に変動があった場合は、 送金額を再度確認しましょう。
送金方法	送金時	別居の家族に送金ではなく直接会った際に現金を手渡した。 組合員名義の口座のキャッシュカードや組合員名義の口座から引き落とされるクレジットカードを渡した。 ○送金方法は、被扶養者へ送金したことが確認できるもの(別居家族からの領収書を除く、銀行の振込明細やATMのご利用明細書等の証明書等)を必ず記録として残してください。 確認ができない場合は取消となります。
共同 扶養	扶養義務者の収入の増額又は組合員の収入が減額になった時	子が被扶養者の場合、配偶者の収入が増え、組合員の収入を上回った。 組合員が休職し(育児休業を除く)配偶者の収入が組合員の収入を上回った。 ○原則、年間収入の多い方が扶養者となります。

*上記以外にも取消事由や例外がありますので、気になる方は当支部HPをご参照ください。

医療費のお知らせについて

組合員及び被扶養者に医療費の額を具体的に理解いただき、各人の健康管理に寄与するとともに、医療費の適正化に役立たせることを目的として、毎年度「医療費のお知らせ」(以下「医療費通知」という。)を発行しています。

医療費通知の内容及び発送時期

令和3年11月から令和4年10月受診分の医療費等を記載した医療費通知を、令和5年2月中旬頃に各所属所あて発送予定です。



医療費通知を活用した
医療費控除(確定申告)の手続き方法については、
国税庁のホームページでご確認いただくが、
最寄りの税務署にお尋ねください。

治療用装具購入時における療養費等請求の添付書類について

治療用装具購入時における療養費等請求手続きの際、請求書の添付書類は下記のとおりです。

コルセット等装具

- 療養費・家族療養費請求書 ●医師の証明書(原本) ●領収書(原本)
- 当該装具の写真(靴型装具に係る請求の場合)

小児弱視等治療用眼鏡等

- 家族療養費請求書 ●治療用眼鏡等の作成指示書(原本) ●領収書(原本)

※申請時に9歳未満である被扶養者が対象です

※治療用眼鏡等の更新については下記が支給対象です

5歳未満の場合:更新前の装着期間が1年以上

5歳以上の場合:更新前の装着期間が2年以上

※支給上限額は下記のとおりです

眼鏡:38,902円(36,700円×1.06)

コンタクトレンズ:16,324円/1枚(15,400円×1.06)

知っておきたい障害厚生年金

障害厚生年金は、病気やケガにより一定の障害状態になったときに請求できる年金です。

支給要件

障害厚生年金を受給するには以下の3つの要件を満たしている必要があります。

1 「初診日」において組合員であること

「初診日」：その傷病について初めて医師等の診療を受けた日をいいます。

2 「障害認定日」に「障害等級」の1級から3級に該当する障害状態にあること

「障害認定日」：原則*として、初診日から1年6月を経過した日をいいます。

*特例症例に該当する場合は1年6月経過前でもそれぞれ定められた日が障害認定日になります。

「障害等級」：年金制度で定める等級で障害者手帳の等級とは異なります。

3 「保険料の納付要件」を満たしていること

下記の①または②の要件を満たすことが必要です。

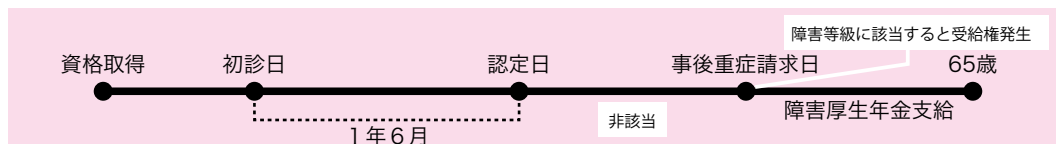
①初診日のある月の前々月までに、保険料が納付または免除されている期間が3分の2以上あること。

②初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。



事後重症による請求

障害認定日時点では障害等級の1級から3級に該当していなくても、その後65歳に達する日の前日までに傷病が障害等級に該当する状態になった場合、当該期間内に請求することにより、障害厚生年金が支給されます。



請求手続き

1 沖縄支部へお問い合わせ

傷病名、初診日等をご確認の上、沖縄支部年金担当にご連絡ください。障害厚生年金の請求書及び診断書等の必要書類を送付します。

2 障害厚生年金請求書等の提出

医師に診断書等を作成してもらい、必要書類とともに提出してください。

3 障害程度の審査

申請書類に基づき、公立学校共済組合本部にて審査を行い、認定結果が支部に通知されます。障害等級1～3級に該当した場合は、追加書類を案内しますので、沖縄支部に提出してください。

障害程度の認定は2～3か月かかります。

4 障害厚生年金の決定

年金が決定されると本部より年金証書等を送付します。

年金決定までに2～3か月かかります。

「保健事業の今後の在り方」について検討します

公立学校共済組合沖縄支部では、平成30年度に保健事業検討委員会を開催し、審議された結果を踏まえ、生活習慣病の発症予防(一次予防)及びメンタルヘルス対策に重点を置いて、人間ドックやがん検診等の健診事業、運動習慣づくりの支援等の健康づくり事業を、そして、介護及び育児支援等の一般事業を実施してきているところです。

しかし、この4年程の間に、当共済組合を取り巻く状況は大きく変化しております。

まず、当共済組合では、令和2年4月の会計年度任用職員制度の導入及び令和4年10月の非常勤職員への共済制度の適用拡大により、ここ数年で組合員数が急激に増加し、当共済組合全体で、令和元年度末には約95万人であったものが、令和4年度末には約117万人と約22万人の増加が見込まれており、沖縄支部でも令和元年度末約1万5000人であったものが、令和4年度末には約2万2000人と約7000人の増加が見込まれております。

また、組合員の任用形態も多様化し、年齢構成については若年化が進んでおり、給与水準についてもこれまでと異なる傾向がみられるようになっております。

保健事業は、組合員からの掛金収入と地方公共団体からの負担金収入等で運営しておりますが、保健事業の財源に影響する1人当たりの掛金・負担金収入については、長期的には減少していくものと見込まれており、その一方で、支出面については組合員数の増加に比例して費用の増加が見込まれております。

さらに、国は、健康寿命の延伸に向けて、予防・健康づくりを強力に推進しており、保険者には実効性のある取組が求められており、これらのことから、限られた財源の中で、今後の保健事業の方向性について検討する必要に迫られております。

組合員の皆様におかれては、「**人間ドックの対象年齢はどうなるの?**」、「**自己負担額は どうなるの?**」……と不安に思われることかと存じますが、組合員の健康課題の解決につながる保健事業を実施するため、令和5年度に保健事業検討委員会を開催し、令和6年度からの保健事業の在り方について検討していくものと、ご理解いただけますようお願いいたします。

福祉保険制度「ファミリー応援金」について

組合員の方が在職中に死亡した場合または所定の高度障害状態となった場合に、一律5万円が支給されます。組合員は原則として全員加入となりますが、健康に係る告知内容に該当している必要があります。保険料負担や加入手続き書類の提出は必要ありません。

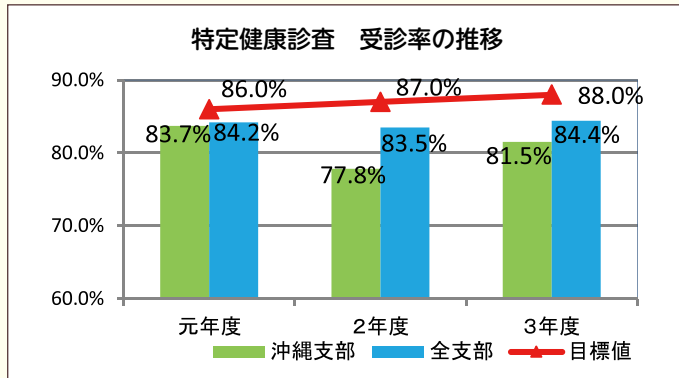
詳細については、公立学校共済組合ホームページの組合員専用ページをご覧ください。

沖縄支部「令和3年度 特定健康診査・特定保健指導」実績

特定健康診査・特定保健指導とは

高齢者の医療の確保に関する法律により、医療保険者に義務付けられた、40～74歳の加入者を対象とした生活習慣病の予防を目的とした健診・保健指導です。医療保険者は、その年度の「特定健康診査・特定保健指導」の実施状況を翌年の11月に国へ報告することとされております。

※組合員の方は、定期健康診断又は人間ドックを受診することで、特定健康診査を受診したものとみなされます。



47支部中
41位

沖縄支部受診率 **81.5%**
(全支部平均 84.4%)

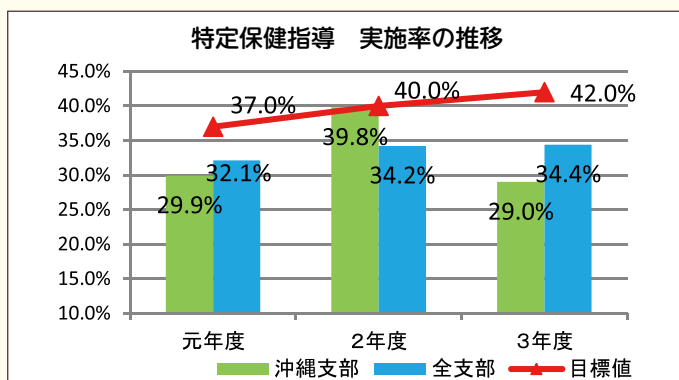


あなたの家族は「特定健康診査」を受診していますか？

令和3年度の特定健康診査受診率(組合員・被扶養者等の合計)は81.5%となりました。

その内訳をみると、組合員本人の受診率は87.5%となっていますが、被扶養者の受診率は44.5%しかありません。

組合員の皆様には、ご家族の健康管理のため、特定健康診査をまだ受診していないご家族の方には早めに受診するようお声かけにご協力ください(受診券の有効期限は令和5年3月31日です)。



47支部中
36位

沖縄支部実施率 **29.0%**
(全支部平均 34.4%)



特定保健指導を受けましょう！

令和3年度の特定保健指導実施率(組合員・被扶養者等の合計)は、昨年度の39.8%から10.8ポイントも下降して29.0%となってしまい、令和3年度の目標値(42.0%)を13ポイントも下回る結果となってしまいました。

特定保健指導は、保健師や管理栄養士などの専門の相談員が生活習慣を見直すための指導を行うことにより内臓脂肪を減少させ、生活習慣病の予防・改善につなげるものです。株式会社ベネフィット・ワン(特定保健指導委託業者)から「特定保健指導該当」の連絡が届いたら、ぜひ、積極的にご活用ください(無料です)。

スポーツ施設のご案内

スポーツ施設利用補助については、平成 27 年度より実施しており、今までに、多くの組合員にご利用いただいております。

年間を通してご利用いただける事業となっておりますので、さらに多くの組合員のご利用よろしくお願ひします。

スポーツ施設利用補助

利用補助指定施設

- ・スポーツパレスジスタス（美里店・浦添店・那覇店・ABLO うるま店）
- ・スポーツフィットネスセンター（名護市）
- ・NB 沖縄（南風原町）



利用方法（利用補助指定施設）

各施設の受付で組合員証（保険証）を提示で、1 回 550 円で利用できます。
（組合員本人のみ。月上限 8 回まで）

スポーツ施設利用特典

利用特典指定施設

- ・スポーツクラブネサンス・ライカム 24（北中城村）

利用方法（利用特典指定施設）

web 上で法人入会手続後、法人価格での各種特典を利用できます。
（15 歳以上の被扶養者も OK）



インフルエンザ予防接種はお済みですか？

予防接種補助事業の提出期限が近づいています。お早めに請求書をご提出ください。

- ・対象者 公立学校共済組合沖縄支部組合員
（被扶養者及び任意継続組合員を除く）
- ・接種期間 令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日
- ・提出期限 **令和 5 年 3 月 5 日（日）** ※窓口提出は 3 月 3 日（金）まで
- ・提出先 沖縄県教職員互助会
（※互助会未加入の方も上記へご提出ください。）
- ・補助額 インフルエンザ予防接種を受けた費用のうち 1,000 円を年度 1 回に限り補助



※請求書等の不備がないように提出をお願いします。不備がある場合は受付できません。

妊娠・出産・育児期の掛金(保険料)はどうなるの？

妊娠～出産期

産前産後休暇の承認がおこなわれたら、当共済組合へ産前産後休業の掛金免除手続きを行うことで掛金等は全額免除されます。

対象となる期間は、各休業の開始日の属する月から終了日の翌日の属する月の前月までです。

産前産後休業の掛金免除手続きについて

以下の書類を速やかにご提出ください。休業*の開始する月の給料から掛金等が免除されることを希望する方は、休業の開始する日が属する月の前月末日までにご提出ください。

- (妊娠中の提出書類) ・ **産前産後休業掛金等免除** 産前産後休業掛金等免除変更 申出書
・ 産前産後休暇の期間及び取得が確認できる書類 (休暇簿の写しなど)
・ 出産予定日が確認できる書類 (妊娠証明書の写しなど)
・ 多胎妊娠の場合は、出産予定人数が確認できる書類 (診断書の写しなど)
- (出産後の提出書類) ・ 産前産後休業掛金等免除 **産前産後休業掛金等免除変更** 申出書
・ 産前産後休暇の期間及び取得が確認できる書類 (休暇簿の写しなど)
・ 出産日が確認できる書類 (出産証明書の写しなど)

※産前産後の休業の期間とは…産前産後休暇の期間のうち出産日以前 42 日 (出産日が出産予定日後の場合は、出産予定日) から産後 56 日までの間で、妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間。多胎妊娠の場合は、42 日を 98 日に読み替えます。

育児期

育児休業等の承認がおこなわれたら、当共済組合へ育児休業等の掛金免除手続きを行うことで掛金等は全額免除されます。

対象となる期間は、育児休業等の開始日の属する月から終了日の属する月の前月までです。

令和 4 年 10 月からの育児休業等の掛金免除に係る制度変更について

月額	掛金等の免除
同月内で 14 日以上 の育児休業等 を取得している場合は、掛金等が免除となります。	
(例)	育児休業等の期間は 11 月中で 26 日間
育休期間	11 月 1 日 ~ 11 月 26 日 → 11 月は、掛金等の免除対象となります。
賞与	掛金等の免除
1 か月を超えて 育児休業等 を取得している場合に限り、掛金等が免除となります。	

育児休業等の掛金免除手続きについて

以下の書類を速やかにご提出ください。休業の開始する月の給料から掛金等が免除されることを希望する方は、休業の開始する日が属する月の前月末日までにご提出ください。

- (育児休業等取得時の提出書類) ・ 育児休業等掛金等免除申出書
・ 育児休業に係る任命権者の承認書 (辞令) の写し
- (復職や期間延長時の提出書類) ・ 育児休業等掛金等免除変更申出書
・ 復職や期間延長がわかる
育児休業に係る任命権者の承認書 (辞令) の写し

その他、出産や育児、復職に係る書類についてのご案内は福利おきなわ 101 号 (令和 4 年 9 月発行) に掲載しております。福利おきなわのバックナンバーについては、当支部ホームページよりご覧いただけます。

組合員とその被扶養者の皆様にご利用いただける 健康相談事業

公立学校共済組合

Web相談(こころの相談)

電話でメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のためにWeb上で24時間、ご相談を受け付けます。

特徴

- 臨床心理士が3営業日以内を目処に個別に回答

URL <https://www.mh-c.jp/>
ログイン番号 783269

電話・面談メンタルヘルス相談

「心の専門家」の臨床心理士が、プライバシー厳守にてカウンセリングを行います。

特徴

- カウンセリングはすべて臨床心理士が対応

通話料 無料 0120-783-269

電話相談

月～土曜日 10:00～22:00 (祝日・年末年始を除く)

- 利用時間 1回20分程度

面談予約

月～土曜日 10:00～20:00 (祝日・年末年始を除く)

- 利用時間 1回50分程度
- 面談によるカウンセリングは1人年間5回まで無料
- 無料で面談によるカウンセリングをご利用頂くには、初回申込みを上記フリーコールで予約する必要があります。
- 面談は全国主要都市の契約カウンセリングルームにて実施

プライバシーは厳守されます。安心してご利用ください。

携帯電話からもご利用できます。(通話料無料)
一般には公開されていない組合員のための無料電話番号です。
取り扱いにご注意ください。

詳細は、公立学校共済組合ホームページ掲載の利用者規約をご覧ください。
トップページ→組合員専用ページ→健康相談事業のご案内

免責事項

本サービスは利用される方に適切な医療・健康関連情報を提供すること及び適切なメンタルヘルスカウンセリングを提供しメンタルヘルスの改善に役立ててもらうことが目的であり、当共済組合及び当共済組合が本サービスを委託した明治安田生命保険相互会社及び株式会社法研(再委託先を含む)(以上を総称して「サービス関係者」という)は、その目的を達成するために誠心誠意努力します。しかしながら、その目的が達成できなかった場合でも、サービス関係者はいかなる責任も負いません。ご利用者の状況又はご相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。また、本サービスは医師法等関連法令が規定する診察・治療や医薬品の提供は一切行いません。ご利用者によりご満足いただくため、応対品質の向上を目的として、ご利用者の相談内容等を書面、音声又は電子的方法により記録させていただきます。以上をご理解いただいた上でご利用ください。

本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。

介護電話相談

介護全般に関するご相談に、ケアマネジャーや社会福祉士が応えたいします。

特徴

- 1 ご相談には介護の専門資格者が対応
ケアマネジャー(介護支援専門員)や社会福祉士の資格を持つ相談員が介護に関するさまざまなご相談にお応えします。また、相談員は、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターなどでの高齢者介護の実務相談を生かして、具体的にお応えします。
- 2 迅速な情報提供
最寄りの地域相談窓口や在宅サービス事業者の情報、ご希望条件にあった有料老人ホームの情報を迅速にご提供します。

通話料 無料 0120-515-579

- 月～土曜日 10:00～18:00 (祝日・年末年始を除く)
- 利用時間 1回20分程度

女性医師電話相談

女性医師による女性疾患についての相談を中心とした女性向けサービスです。(予約制)

特徴

- 女性医師相談(予約制)
予約時は看護師、相談時は女性医師および看護師が対応します。

通話料 無料 0120-215-579

- 月～土曜日 10:00～21:00 (祝日・年末年始を除く)
- 利用時間 1回20分程度 ※利用対象者は女性のみ

教職員電話健康相談24

健康に関するご相談に、保健師等の専門家が24時間・年中無休で応じます。

特徴

- 1 一般的な健康相談は予約なしで24時間365日いつでも相談可能
- 2 専門医相談(予約制)
専門的な健康相談や治療方法に対するセカンドオピニオンなど、医師による電話相談を実施します。
ご相談内容に最適な診療科の専門医が直接対応します。
- 3 小児救急相談
妊娠中から学齢期の子育ての疑問や不安に対する相談や、24時間いつでも小児科医が対応する救急相談を実施します。
- 4 医療機関案内
専門病院、女性医師のいる病院、夜間救急受診など、相談者のご希望にあった病院情報を提供します。

通話料 無料 0120-24-8349

- 利用時間 1回20分程度

ホームページもチェック



- 各種事業のご案内
- 最新情報
- 公立学校共済組合のご案内(リーフレット)
※英語版も掲載しております。
- 貸付けシミュレーション
- 様式集
- 福利おきなわのバックナンバー
などの内容を掲載しています!

